

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 5

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【消防局警防部消防航空隊】 10

北九州市告示第421号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和6年11月7日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町13番2号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町13番2号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	A-5
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第27号イに掲げるろ過施設
能力	515 m ³ /日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 (m ³ /日)	通常 470 最大 515
------------------------------	------------------

水素イオン濃度	通常 5 最大 6
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	通常 5, 300 最大 5, 300
化学的酸素要求 量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 5
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0 最大 0.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

ア 廃水処理施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 11, 392 最大 12, 988	通常 12, 100 最大 13, 873
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求 量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素(アンモニア性等) (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求 量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排出水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素(アンモニア性等) (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年11月7日から同年11月28日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年11月28日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第422号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和6年11月7日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町1番1号
日本製鉄株式会社九州製鉄所
所長 中田昌宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区飛幡町1番1号
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（戸畑）

(3) 変更される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	第4高炉ガス清浄装置
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第61号ロに掲げるガス冷却洗浄施設
能力	820,000Nm ³ /時

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続使用
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

値

	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 31,200 最大 34,560	同左
水素イオン濃度	通常 6.0 最大 7.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 30 最大 40	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 1,800 最大 2,300	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 100 最大 100	同左
りん 磷含有量 (mg/l)	通常 1.0 最大 2.0	同左
シアン化合物 (mg/l)	—	通常 30 最大 50
鉛及びその化合物 (mg/l)	通常 15 最大 20	同左

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 汚水処理施設の名称、能力、処理の方式及び施設の使用開始年月日

	変更前	変更後
汚水処理施設の名称	4シックナー	4シックナー 余剰水処理設備
能力	40,320 m^3 /日	40,320 m^3 /日 7,200 m^3 /日
処理の方式	重力分離	重力分離
使用開始年月日	既設	許可日以降

イ 使用時における当該水処理施設による変更前及び変更後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

(ア) 4シックナー

	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 31,680 最大 34,560	同左

水素イオン濃度	通常 6 最大 7.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 14 最大 20	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 60 最大 150	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 100 最大 100	同左
磷含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2	同左
シアン化合物 (mg/l)	—	通常 20 最大 32
鉛及びその化合物 (mg/l)	通常 0.9 最大 1.5	同左

(イ) 余剰水処理設備

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	—	通常 3,024 最大 6,336
水素イオン濃度	—	通常 6 最大 7.8
化学的酸素要求量 (mg/l)	—	通常 14 最大 20
浮遊物質量 (mg/l)	—	通常 60 最大 150
窒素含有量 (mg/l)	—	通常 100 最大 100
磷含有量 (mg/l)	—	通常 1 最大 2
シアン化合物 (mg/l)	—	通常 1.2 最大 6.0
鉛及びその化合物 (mg/l)	—	通常 0.9 最大 1.5

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 戸畑No.10排水口

イ 排水の量及び汚染状態

	変更前	変更後
排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 451,900 最大 596,140	通常 453,724 最大 601,036
水素イオン濃度	通常 7.7 最大 8.2	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 4.5	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 12 最大 20	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 4 最大 6	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.6	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 0.7 最大 0.9	同左
シアン化合物 (mg/ℓ)	—	通常 0.01未満 最大 0.05
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 15 最大 30	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 3 最大 6	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 6	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年11月7日から同年11月28日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年11月28日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第792号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年11月7日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和6年度回轉翼航空機操縦士限定変更訓練業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市消防局警防部消防航空隊基地
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約条件を示す場所及び期間

- (1) 場所 北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）
北九州市消防局警防部消防航空隊基地
- (2) 期間 公告の日から令和6年11月20日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 仕様書の交付
第1号の場所において無償で交付する。
- (4) 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号の場所と同じ

イ 期間 公告の日から令和6年11月12日午後5時まで

ウ 質問書に対する回答は、令和6年11月13日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

3 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有す

るか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）
北九州市消防局警防部消防航空隊基地

(2) 期間

ア 持参する場合は、公告の日から令和6年11月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、公告の日から令和6年11月14日午後5時までに必着のこと。

5 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札日時 令和6年11月20日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）
北九州市消防局警防部消防航空隊基地 会議室

6 競争入札参加資格

(1) 次の各号のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

ウ 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和6年11月15日午後5時までに通知する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 再度入札

- ア 落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- イ 再度入札の回数は、原則として1回とする。
- ウ 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局警防部消防航空隊

〒800-0306 北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）

電話 093-475-6701

FAX 093-475-6700